

令和 7 年度

駒場小学校 P T A 総会

(書面審議総会)



豊田市立駒場小学校 P T A

第1号議案

令和6年度 事業・活動報告

月	日	役員・常任委員会	日	安全環境委員会
4	6	青少年健全育成委員会 青少年健全育成推進協議会 交通安全市民運動（立哨） 第3回新旧役員・常任委員会 第1回役員・常任委員会 13 PTA総会（書面審議会） PTA紹介、職員紹介	25回/年 6回/年 4回/年	立しよう活動（地区別当番表作成） 1年生交通安全教室
5	11	第2回役員・常任委員会 市P連総会		春の交通安全市民運動（前年度委員） 交推協総会
	16	交推協総会		
	23	学校運営協議会		
6	3	第3回役員・常任委員会 交推協役員会 前林学区CS連絡会議	13	通学路点検・報告
	13	県P連総会		
	18	学校公開日・第1回学校保健大会		校内資源回収
7	6	第4回役員・常任委員会	11	夏の交通安全市民運動
8	7	第5回役員・常任委員会		
9	14	3団体連携会議		
10	1	学校公開日・環境美化活動		
	3	就学時検診		
	5	第6回役員・常任委員会		
	26	令和6年度役員選出手会		
11	4	運動会（誘導）	4	運動会（片付け）
	9	第7回役員・常任委員会	13	3年自転車安全教室
	14	第2回学校保健大会		
12	3	なわとび記録会		年末の交通安全市民運動
	7	第8回役員・常任委員会 前林学区CS連絡会議		
1	11	二十歳のつどい 第9回役員・常任委員会		
2	6	学校運営協議会	15	委員会反省及び引継ぎ事項の確認
	15	第1回新旧役員・常任委員会 3団体連携会議		
3	8	第2回新旧役員・常任委員会	8	委員会引継ぎ会
	13	交推協役員会		

月	日	教育文化委員会	日	広報委員会
4				「わかこま」編集
5				「わかこま」編集 「わかこま」発行
6	21	第1回学校保健大会 第1回ベルマークの収集・集計		
7				
8				夏の巡回指導
9				
10				
11	4 14	運動会（誘導・片付け） 第2回学校保健大会 第2回ベルマークの収集・集計		運動会（撮影・片付け・（誘導補助））
12		こども110番の家挨拶回り		冬の巡回指導
1				「わかこま」編集
2	15	委員会反省及び引継ぎ事項の確認	15	委員会反省及び引継ぎ事項の確認 「わかこま」編集
3	8	委員会引継ぎ会	8	委員会引継ぎ会（機関紙作り講習会） 「わかこま」発行

第2号議案

令和6年度 P T A一般会計決算報告

○ 収支決算

収入総額	支出総額	差し引き残高
1,322,858	863,984	458,874

1 収入の部(内訳)

項目	予算額	決算額	差し引き額	備考
繰越金	224,237	224,237	0	
会費	1,010,000	999,950	-10,050	児童=924,950 職員分=75,000
助成金	47,000	47,000	0	中田地区=12,000 駒場自治区=35000
雑収入	45,000	51,671	6,671	JICセントラル還付金 利息
合計	1,326,237	1,322,858	-3,379	

2 支出の部(内訳)

費目	予算額	決算額	差し引き額	備考
総会費	5,000	0	5,000	色上質紙、再生紙等総会にかかる費用
委員会費	50,000	13,640	36,360	役員全體で使うもの・会議費
印刷消耗費	60,000	5,420	54,580	インク代・用紙
通信費	40,000	30,690	9,310	懇談会予約システム・封筒・切手・案内発送等
旅費	10,000	0	10,000	会議参加費等
研修費	5,000	0	5,000	各種会議資料等 研究会資料・謝礼等
行事費	180,000	141,510	38,490	なわとび記録会用飴・卒入式関係
児童奨励費	120,000	112,390	7,610	卒業記念品代・コサージュ等
児童活動費	50,000	46,235	3,765	学校行事の補填、授業等児童活動備品
安全環境委員会費	50,000	42,852	7,148	環境美化活動・子ども110番お礼等
教育文化委員会費	70,000	62,204	7,796	ゆうゆう・各読み物・ベルマーク郵送料等
広報委員会費	200,000	154,440	45,560	若駒新聞代・広報委員会に関する費用
慶弔費	50,000	3,000	47,000	冠婚葬祭・お見舞金
児童育成費	200,000	140,937	59,063	花の種・苗・土・備蓄品・校内環境整備等
負担金	46,000	32,790	13,210	安全互助会会費
涉外費	100,000	26,376	73,624	関係者への謝礼・講師料・手土産代等
記念事業積立	50,000	50,000	0	記念事業積立
予備費	40,237	1,500	38,737	不足分・項目にないもの
合計	1,326,237	863,984	462,253	

差引差額 458,874円 は令和7年度に繰り越しさせていただきます。

上記の通り決算報告いたします。

令和7年2月28日 駒場小PTA会計

副島 秀美 近藤 宏城 

令和6年度駒場小学校PTA一般会計の決算について、慎重に審議の結果、正確かつ適切であることを認めます。

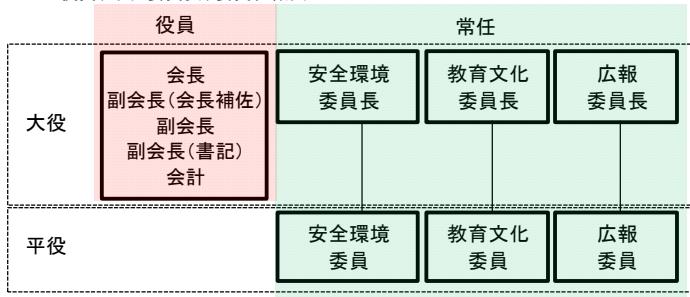
令和7年3月10日 駒場小PTA監査委員

古賀 貴史 中川 瑞江 

第3号議案

令和8年度 役員選出手について

■PTA役員、常任委員長、委員組織図



1 役員・常任委員長および委員の構成

- 〈役員・常任委員長＝大役について〉
- ・会長・副会長(会長補佐)・副会長・副会長(書記兼務)・会計の役員5名、教育文化・安全環境・広報の常任委員長3名の計8名で構成される。
- 〈委員＝平役について〉
- ・安全環境7名・広報6名・教育文化6名は平役とし、計19名で構成される。

2 役員・常任委員長および委員の地区別選出数と割当

令和4年度以降の役員選出に関する見直しについて

- ・令和4年度以降の大役および平役の地区別の役員数の割当を下記表の様に変更されている。
- (実家庭数: 大役 児童数: 平役)

3 令和4年度以降の大役について

令和4年度以降	
PTA役員 常任委員 (1年任期:全8役)	中田2役 他5地区は1役 (奇数年)駒東から+1役 (偶数年)駒新から+1役

	令和7年	令和8年
会長	中田	生駒
副会長	生駒	駒新
副会長	駒東	駒北
副会長(書記)	駒北	中田
会計	中田	駒東
安全環境	駒東	駒南
広報	駒南	駒新
教育文化	駒新	中田

※見直しによりローテーションが変わる場合があります

4 令和4年度以降の平役について

令和4年度以降	
PTA常任 子ども会兼務 (1年任期:全19役)	中田5役 駒東4役 駒新4役 生駒2役 駒北2役 駒南2役

中田			駒東			駒新			生駒			駒北			駒南		
安全	教育	広報															
2	1	2	1	1	2	1	2	1	1	0	1	1	1	0	1	1	0

※見直しが行われない限り、各地区この役員数で推移します

5 負荷適正化作業について

下記の2つの条件全てに当てはまる時は、負荷適正化作業を実施する。

- 1: 負荷適正化実施の頻度=2年に1回(負荷状況の確認は毎年実施)
- 2: 負荷適正化実施の判断基準=大役、平役の人数が適正人数から1人以上多い地区がある

※適正人数とは、大役は実家庭数の割合より、平役は児童数の割合より、地区ごとに割り出した役員数の事。

負荷適正化作業を実施した場合は、2年後の役員選出に見直した役員数を反映させる。

第4号議案

令和7年度 P T A 役員・委員(案)

役 員 ・ 監 査 委 員 ・ 常 任 委 員

役職名	氏 名	地区名	備 考
会 長	川口 泰治	中 田	
副 会 長	安藤 亮	生 駒	
	榎原 真澄	駒 東	
	上田 未来	駒 北	
書 記	小守 美由起	学 校	駒場小・教頭
会 計	加藤 美加	中 田	
	杉山 里美	学 校	駒場小・教務主任
	近藤 宏城	学 校	駒場小・校務主任
監 査 委 員	坂田 耕作	駒 新	
	副島 秀美	駒 北	
常 任 委 員	安全環境 教育文化	駒 東	
	生田 絵里加	駒 東	
	林 渚	駒 新	
広 報	谷村 華佳子	駒 南	

顧 問

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
豊田市議会議員	日當 浩介	民生・児童委員	花井 保代
豊田市議会議員	石川 嘉仁	民生・児童委員	手嶌 素康
駒場区長	神谷 和彦	民生・児童委員	中村 宗威
中田区長	近藤 正直	民生・児童委員	永井 政子
駒場小学校長	北島 加奈子	民生・児童委員	神谷 里美
主任児童委員	手島 奈々子	民生・児童委員	藤井 初美
民生・児童委員	石川 尚美		

各委員 (◎：委員長 ○：副委員長)

委員会名	氏 名	地区名	備 考
安全環境 担当教員 近 藤	◎生田 絵里加	駒 東	
	嶋田 利恵	駒 北	
	近藤 晴恵	駒 新	
	上田 幸一	駒 東	
	石川 美穂	駒 南	
	筑波 礼子	生 駒	
	林 芳憲	中 田	
教育文化 担当教員 杉 山 谷 澤	◎林 渚	駒 新	
	大倉 由季	駒 北	
	森瀬 恵梨	駒 新	
	山内 恵	駒 南	
	浦野 真央	中 田	
	塗木 ちあき	駒 東	
	依田 美保	駒 新	
広 報 担当教員 小 守	◎谷村 華佳子	駒 南	
	池田 智美	駒 新	
	三ツ石 まみ	駒 東	
	市川 晃子	駒 東	
	柴田 亜里沙	中 田	
	藤井 飛鳥	中 田	
	大前 彩美	生 駒	

第5号議案

令和7年度 事業・活動計画(案)

月	日	役員・常任委員会	日	安全環境委員会
4	5 11	青少年健全育成委員会 25回/年 青少年健全育成推進協議会 6回/年 交通安全市民運動（立哨） 4回/年 第3回新旧役員・常任委員会 第1回役員・常任委員会 PTA総会（書面審議会）	24	立しう活動（地区別当番表作成） 春の交通安全市民運動
5	10 13 15 22	第2回役員・常任委員会 市P連総会 授業参観 交推協総会 学校運営協議会	15	交推協総会
6	7 12 17	第3回役員・常任委員会 交推協役員会 前林学区CS連絡会議 県P連総会 学校公開日・第1回学校保健委員会	17	通学路点検・報告
7	5	第4回役員・常任委員会 3団体連携会議		夏の交通安全市民運動
8				
9	6 30	第5回役員・常任委員会 3団体連携会議 授業参観・環境美化活動	30	秋の交通安全市民運動 環境美化活動
10	2 4 25	就学時健診 第6回役員・常任委員会 前林ふれあい祭り 令和8年度役員選出手会		
11	1 8 20	運動会（誘導） 第7回役員・常任委員会 第2回学校保健委員会	1 13	運動会（誘導・片付け） 3年自転車安全教室
12	6	なわとび記録会 前林学区CS連絡会議 第8回役員・常任委員会		年末の交通安全市民運動
1	10	二十歳のつどい 第9回役員・常任委員会 廻揚げ大会		
2	5 14	学校運営協議会 第1回新旧役員・常任委員会 3団体連携会議	14	委員会反省及び引継ぎ事項の確認
3	7 12	第2回新旧役員・常任委員会 交推協役員会	7	委員会引継ぎ会

月	日	教育文化委員会	日	広報委員会
4				「わかこま」編集
5				「わかこま」編集、「わかこま」発行
6	17	第1回学校保健委員会 第1回ベルマークの収集・集計		
7				
8				夏の巡回指導
9			30	環境美化活動（片付け）
10				
11	1 20	運動会（誘導・片付け） 第2回学校保健委員会 第2回ベルマークの収集・集計	1	運動会（撮影・片付け）
12		こども110番の家あいさつ回り		冬の巡回指導
1				「わかこま」編集
2	14	委員会反省及び引継ぎ事項の確認	14	委員会反省及び引継ぎ事項の確認 「わかこま」編集
3	7	委員会引継ぎ会	7	委員会引継ぎ会（機関紙作り講習会） 「わかこま」発行

第6号議案

駒場小学校 PTA 規約改正（案）

PTA 規約の一部を次のように改正いたします。

新旧対照表

現行	改正案	備考欄
<p>【会員と会費】</p> <p>第5条 本会の会費は、次のとおりである。</p> <p>(1) 正会員 月額1家庭 児童1名の場合 250円 児童2名の場合 300円 児童3名以上の場合 350円</p> <p>【付則】</p> <p>(2) この規約は、令和5年4月14日より実施される。</p> <p>施行 昭和49年4月1日 第1次部分改定 昭和50年5月8日 第2次部分改定 昭和55年4月21日 第3次部分改定 昭和56年4月23日 第4次部分改定 昭和60年4月20日 第5次部分改定 昭和61年4月19日 第6次部分改定 昭和62年5月2日 第7次部分改定 昭和63年4月16日 第8次部分改定 平成2年4月21日 第9次部分改定 平成3年4月27日 第10次部分改定 平成7年4月16日 第11次部分改定 平成9年4月26日 第12次部分改定 平成10年4月18日 第13次部分改定 平成13年4月21日 第14次部分改定 平成16年1月24日 第15次部分改定 平成26年4月19日 第16次部分改定 平成28年4月16日 第17次部分改定 令和2年4月18日 第18次部分改定 令和5年4月14日</p>	<p>【会員と会費】</p> <p>第5条 本会の会費は、次のとおりである。</p> <p>(1) 正会員 月額1家庭 一律250円 (年間3,000円)</p> <p>【付則】</p> <p>(2) この規約は、<u>令和7年4月11日</u>より実施される。</p> <p>施行 昭和49年4月1日 第1次部分改定 昭和50年5月8日 第2次部分改定 昭和55年4月21日 第3次部分改定 昭和56年4月23日 第4次部分改定 昭和60年4月20日 第5次部分改定 昭和61年4月19日 第6次部分改定 昭和62年5月2日 第7次部分改定 昭和63年4月16日 第8次部分改定 平成2年4月21日 第9次部分改定 平成3年4月27日 第10次部分改定 平成7年4月16日 第11次部分改定 平成9年4月26日 第12次部分改定 平成10年4月18日 第13次部分改定 平成13年4月21日 第14次部分改定 平成16年1月24日 第15次部分改定 平成26年4月19日 第16次部分改定 平成28年4月16日 第17次部分改定 令和2年4月18日 第18次部分改定 令和5年4月14日 第19次部分改定 令和7年4月11日</p>	(変更) (変更) (追加)

第7号議案
令和7年度 P T A一般会計予算（案）

1 収入の部

項目	予算	備 考
繰越金	458,874	
会 費	852,000	3,000円×実家庭数
助成金	47,000	中田地区 = 12,000 駒場地区 = 35,000
雑収入	50,000	A I U手数料, 利息など
合 計	1,407,874	

2 支出の部

費 目	予 算
総 会 費	5,000
委 員 会 費	50,000
印 刷 消 耗 費	60,000
通 信 費	40,000
旅 費	10,000
研 修 費	5,000
行 事 費	180,000
児 童 奨 励 費	120,000
児 童 活 動 費	100,000
安全環境委員会費	50,000
教育文化委員会費	50,000
広 報 委 員 会 費	200,000
慶弔 費	50,000
児 童 育 成 費	200,000
負 担 金	40,000
涉 外 費	100,000
記 念 事 業 積 立	50,000
予 備 費	97,874
合 計	1,407,874

3 差し引き残額

0 円

P T A 宣言 (案)

わたしたち駒場小学校 P T A 会員は、駒場っ子の健やかな成長を願って父母と教師が手を結び、大きな成果をあげてきました。

しかし、社会情勢の変化にともなっていろいろなゆがみや問題が提起されています。

これらの今日的課題を解決するために、総力を結集して対応する必要に迫られています。ことに未来に生きる駒場っ子たちの健全育成活動をさらにはねばり強く推し進めていく必要があります。

ここに私たち駒場小学校 P T A は、その責務の重大さを自覚して、家庭と地域の教育力を高めるために、思いやりの心をもった、たくましい子どもを育てるることを目標として、次のことを宣言します。

◎ 目 標

心豊かでたくましく、自ら人生を切り拓く子どもを育てよう

◎ 活動方針

1 家庭教育力の向上を図ろう

- ・ 家族の役割を理解し、親子の対話を深めよう
- ・ たくましく、豊かな心を育てよう
- ・ 親としての自覚を高めよう

2 学校教育への理解に努めよう

- ・ 学校との連携を密にしよう
- ・ P T A 会員の活動への参加を促進しよう
- ・ 保護者と教師との話し合いを深めよう

3 地域社会との連携を強化しよう

- ・ 地域の諸活動に家族で積極的に参加しよう
- ・ 交通安全・生活安全と非行防止に努めよう
- ・ 子どものために豊かな環境づくりを進めよう

令和7年4月11日

豊田市立駒場小学校 P T A

駒場小学校 P T A 規約 (案)

【名称と事務局】

第 1 条 本会は、駒場小学校 P T A と称し、事務局を駒場小学校内に置く。

【目的】

第 2 条 本会は、児童の教育について、学校・家庭・地域社会が共同の責任をもって、児童がより多くの幸福を受けることができるよう以し、会員相互の教養を高め、家庭生活・社会生活の向上を図る。

【事業】

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育環境の整備・充実
- (2) 会員相互の研修・親睦
- (3) 交通安全・生活安全の指導
- (4) その他必要と認める事業

【会員と会費】

第 4 条 本会の会員は、次のとおりである。

- (1) 正会員 校区内に居住する在学児童の保護者と駒場小学校に在職する教職員

第 5 条 本会の会費は、次のとおりである。

- (1) 正会員 月額 1 家庭 一律 250 円 (年間3,000円)

【役員と委員】

第 6 条 本会の役員は、次のとおりである。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 書記 2 名 (うち 1 名は副会長が兼ね、もう 1 名は学校側)
- (4) 会計 3 名 (うち 2 名は、学校側)
- (5) 常任委員 各委員会代表 3 名
- (6) 委員会委員 22 名 (常任委員を含む。地区のかたよりのないよう、必要に応じて常任委員会で協議する)

【選出方法と任期】

第 7 条 役員・委員の選出方法は、次のとおりである。

- (1) 役員、常任委員は各地区での選考会で互選された会員を常任委員会で承認・推薦し、総会において出席者の過半数の賛成で選出する。
- (2) 委員は、各地区の会員の中より選出された者と学校職員による。
- (3) 役員・委員の任期は、1 年とする。但し、留任は妨げない。
- (4) 補欠役員・委員の任期は、前任者の残存期間とする。

【役員と委員の任務】

第 8 条 役員と委員の任務は、次のとおりである。

- (1) 会長は、この会を代表して、一切の会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、一切の会務を代行する。
- (3) 書記は、記録に関する一切の事務を行い、規約・役員名簿・会の記録等を保存する。
- (4) 会計は、会計に関する一切の事務を掌握し、関係諸帳簿を保管する。
- (5) 常任委員と委員は、活動全般について企画・協議・実践の推進にあたる。

【会議】

第 9 条 本会の会議は、次のとおりである。

- (1) 総会は、毎年、年度初めに定例総会を開催し、会の最高機関とする。但し、必要ある時は、臨時総会を開催することができる。

- ア 総会は、会員の現在数の3分の1以上出席しなければ、その議事を開き決議することができない。議事は出席者の過半数で決定する。
 - イ 総会は、必要に応じて書面審議会とすることができる。
- (2) 役員会と常任委員会は、必要に応じて会長が召集し、会の企画・協議をする。
- (3) 常任委員会は、総会に準ずる決議機関で、役員や常任委員で協議された事項を決議し、処理する。
- (4) 委員会での協議内容は、次のとおりである。
- | | |
|-----------|------------------------------------|
| ア 安全環境委員会 | 交通安全・非行防止等に関する事業及び環境整備に関する事業の計画と推進 |
| イ 教育文化委員会 | 教育文化に関する事業及び保健体育に関する事業の計画と推進 |
| ウ 広報委員会 | 広報・調査計画に関する事業の計画と推進及び各種資料の作成 |

【監査委員】

第10条 監査委員は、次のとおりである。

- (1) 事業及び会計事務を適切に指導するため2名の監査委員を置く。
- (2) 監査委員は、会長が委嘱し、総会において承認を得る。
- (3) 毎年度末、または、適当なときに会計監査を実施、総会に報告する。

【顧問】

第11条 本会の顧問は、次のとおりである。

- (1) 顧問は、若干名置くことができる。
- (2) 顧問は、常任委員会において推薦し、会長が委嘱する。
- (3) 顧問は、この会の諮詢に応じ、会務の遂行に協力する。
- (4) 顧問の任期は、特に定めない。

【経費】

第12条 本会の経費は、正会員の会費、準会員の助成金、その他の収入をもってこれにあてる。

【会計年度】

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【付則】

- (1) この規約の改定を必要とするときは、総会にはかり、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。
- (2) この規約は、令和7年4月11日より実施される。

施行	昭和49年4月 1日	第2次部分改定	昭和55年4月21日
第1次部分改定	昭和50年5月 8日	第4次部分改定	昭和60年4月20日
第3次部分改定	昭和56年4月23日	第6次部分改定	昭和62年5月 2日
第5次部分改定	昭和61年4月19日	第8次部分改定	平成 2年4月21日
第7次部分改定	昭和63年4月16日	第10次部分改定	平成 7年4月16日
第9次部分改定	平成 3年4月27日	第12次部分改定	平成10年4月18日
第11次部分改定	平成 9年4月26日	第14次部分改定	平成16年1月24日
第13次部分改定	平成13年4月21日	第16次部分改定	平成28年4月16日
第15次部分改定	平成26年4月19日	第18次部分改定	令和 5年4月14日
第17次部分改定	令和 2年4月18日		
第19次部分改定	令和 7年4月11日		

駒場小学校 P T A 慶弔規定

1 香料

- (1) 会員・児童・・・・・・・・ 淋見舞2,000円、香料10,000円、生花1基
- (2) 教職員・事務職員・・・・ 淋見舞2,000円、香料10,000円、生花1基
- (3) その他、会長が必要と認めた場合は、P T A役員及び学校の協議による。

2 見舞金

- (1) 児童・教職員・事務員・P T A役員が、1週間以上入院、または、同程度の傷病の場合（但し、同一傷病は、年1回とする） 3,000円
- (2) 学校管理下等での傷病の場合は、学校及びP T A役員の協議による。

3 その他

上記の規定以外の特別な場合（災害等）については、社会の情勢を考え必要に応じて、学校及びP T A役員で協議し内容を決定する。

施行	昭和60年4月20日
第1次部分改定	平成11年4月29日
第2次部分改定	平成28年4月16日
第3次部分改定	令和4年4月16日

豊田市立駒場小学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 豊田市立駒場小学校 PTA（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・委員名簿・事業等の記録や写真及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(定義)

第3条 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、役員・事務局とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第7条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。また、円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得する。

- (1) 会員の氏名・連絡先（住所・電話番号）
- (2) 会員の子どもの氏名・学年・クラス
- (3) 便り、掲示物等必要に応じ、会員や会員の子ども等の写真

(周知)

第8条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報等で会員に周知する。

(利用)

第9条 取得した個人情報は、以下の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) PTA関連文書の送付
- (3) 役員並びに会計監査・会員・常任委員・通学班等の名簿の作成
- (4) 役員選出等の案内・諸連絡活動
- (5) 交通当番表の作成
- (6) 広報紙、会報誌、PTAホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第10条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規約により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第11条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第12条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れる等適切な状態で保管することとする。また、個人情報を持ち出す場合や、電子メールで個人情報を送付する場合は、ファイルにパスワードをかける等して、適切に個人情報を管理することとする。

(第三者への提供の制限)

第13条 個人情報は次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者に提供する場合の記録の作成)

第14条 本会は、前条の規定に基づいて個人情報を第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する個人情報の対象者（本人）の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者（本人）の同意を得ている旨（前条第1号から第4号までの場合を除く）

(第三者から提供を受ける際の記録の作成)

第15条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける個人情報の対象者（本人）の氏名
- (4) 対象者（本人）の同意を得ている旨（第13条第1号から第4号までの場合を除く）

(情報の開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除等を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第17条 個人情報を漏えい、紛失等した場合や、そのおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、適切な対応を行う。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならぬ。

(改定)

第20条 法令の改正または実務上の不備が生じた場合は、役員会において審議し、その承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第8条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和 4年 4月16日より施行する。